

各病院の管理者 様

静岡県健康福祉部長
(公印省略)

本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休における
医療提供体制の確保に関する対応について (依頼)

日頃から、本県の健康福祉行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記につきましては、当該期間の医療提供体制について、各医療機関の外来の実施状況を広く県民にお知らせする必要があることから、「医療ネットしずおか」により県民へ情報提供してまいりたいと考えております。

つきましては、下記により「医療ネットしずおか」への必要な項目の入力等に御協力くださるようお願い申し上げます。

記

1 入力いただく項目

次の 2 項目について入力をお願いします。

(1) 「外来受付時間更新」

4 月 27 日 (土) から 5 月 6 日 (月) までの間で、休日に外来診療を行うなど、通常と異なる診療を実施する日の情報 (診療科目、時間帯) を入力してください。

※入力箇所：関係者メニュー「外来受付時間更新」から入力を行ってください。

※4 月 29 日から 5 月 6 日までの間に診療を実施する場合は、必ず入力をお願いします。通常、祝日は休診しており、4 月 29 日から 5 月 6 日の間に診療を実施する予定がない場合は、入力不要です。

※「医療ネットしずおか」の基本情報のうち、「祝日に休診」にチェックが入っている場合、4 月 29 日から 5 月 6 日までの間は全て休診の扱いと表示されます。

(2) 「外来受付時間等に関する特記事項」

システムの関係上、「外来受付時間更新」だけでは、医療機関詳細画面へ反映されないため、検索ができませんので、同様の内容を「外来受付時間等に関する特記事項」欄へも入力をお願いします。

※入力箇所：関係者メニュー「機関情報登録」－「変更」－「2. 基本情報 (8) 診療科目、診療日及び診療時間 (外来受付時間) など」－「次へ」から入力を行ってください。

2 入力方法

・インターネットによる入力

医療ネットしずおかの関係者ログイン後、「関係者メニュー」画面のお知らせ欄に掲載されている作業マニュアルを参照し、入力を行ってください。

・紙による報告

インターネットによる入力が難しい場合は、別紙「平成 31 年 10 連休における医療機能情報変更報告書」を管轄保健所に提出してください。

3 入力期限

・平成 31 年 3 月 29 日 (金)

4 その他

・期限以降、入力情報に変更が生じた場合は、上記の方法で再度入力をお願いします。

・ログインパスワードのお問合せは、管轄保健所へお願いします。